

# いじめ防止対策推進法と学校及び教員の責任

星 野 豊

## 序——問題の所在

- 1 いじめ防止対策推進法の構造
  - (1) いじめ防止対策推進法の基本構造
  - (2) いじめ防止対策推進法の改正論議
- 2 従来のいじめ対応に係る学校及び教員の責任
  - (1) 事実と異なるいじめ報告
  - (2) いじめ調査の手法と限界
  - (3) 重大事件発生の予測範囲
- 3 いじめ防止対策推進法と学校及び教員の責任
  - (1) いじめ防止に関する学校の責任の本質
  - (2) いじめ防止対策推進法の今後の方向性

## 序——問題の所在

学校において、いじめの防止対策が必要不可欠であることについては、異論のないところと思われるが、かかる防止対策の推進をどのように行うか、特に、法律を以てかかる防止対策を規制し、あるいは事実上強制すべきかについては、様々な考え方がありうる。

平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法（平成25年法71号）は、制定後3年間を目途として法律の内容の見直しを規定しており（附則2条）、同法をどのように改正すべきかについて、各界からの意見が交錯している現状にあるが<sup>1</sup>、かかる議論のうち最も重要な争点は、いじめ防止対策を充分に行わなかったとされた学校あるいは教員が、どのような法的責任を負うべきか、であると思われる。実際、いじめ防止対策推進法は、いじめそれ自体の抑止については一般的な規定を宣言的に置くに留まり（4条）、学校がいじめ防止対策を行うべきことについて、より詳細に規定しているわけであるから、いじめ防止対策推進法の改正論議の中で、学校の法的責任が取り上げられることや、さらに進んで、必要ないし有益ないじめ防止対策を行わなかった学校や教員に対して法的な制裁を加えるべきであるとの見解が

1 いじめ防止対策推進法の現状及び改正に関する主な論稿として、文部科学省いじめ防止対策協議会「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」政策特報1513号96頁（2017年）、坂田仰「いじめ防止対策推進法の施行から6年：見えてきた学校現場への「負荷」」日本女子大学教職教育開発センター年報5号41頁（2018年）、市川須美子「いじめ防止対策推進法といじめ裁判の現段階」独協法学105号21頁（2018年）、松澤一真「いじめ防止対策推進法の立法過程に関する研究—前決定過程（pre-decision making process）に焦点を当てて—」共栄大学教育学部研究紀要3号59頁（2018年）。

生じてくることは、特段不自然なことではない。

しかしながら、いじめ防止対策推進法が、学校や教員の責任を規定し、いじめ防止対策が十分でなかったことを以て制裁の対象とすること自体に、どのような効果あるいは副作用があるか、特に、かかる法的責任の所在や制裁の可能性が、いじめ防止対策推進法が究極の目的としているものと予測される「いじめの防止」に資するものであるかについては、法律学の理論的及び実務的双方の観点から、慎重に検討する必要がある。また、単に「学校の責任」あるいは「学校及び教員への制裁」と言っても、法制度上の責任や制裁には複数の種類があり、それぞれについて要件、効果及び手続が異なっている以上、いじめ防止対策推進法により「いじめの防止」を実効的なものとするために、どのような制度、規制、あるいは手続が必要ないし有益であるかについても、議論を整理してみる必要がある。

本稿は、以上の観点に基づき、「いじめの防止」に向けてのいじめ防止対策推進法のあり方について、特に学校及び教員の負うべき法的責任との関係から、考えてみようとするものである。

以下では、まず、現行のいじめ防止対策推進法の構造について概観し（1（1）～（2））、次いで、いじめ防止対策と学校及び教員の法的責任について、従来の裁判例を参照しながら検討を加える（2（1）～（3））。そのうえで、いじめ防止対策推進法の求める「いじめ防止対策」の趣旨とその本質について、現行法の問題点を含めて再考し、今後におけるいじめ防止対策推進法改正の方向性について私見を述べる（3（1）～（2））。

## 1 いじめ防止対策推進法の構造

### （1）いじめ防止対策推進法の基本構造

いじめ防止対策推進法は、いじめが、①いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、②いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、③いじめを受けた児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、ということから、いじめ防止対策、すなわち、①いじめの防止、②いじめの早期発見及び③いじめの対処のために、いじめ防止対策の基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめ防止対策の基本的な事項を規定することを目的とする、とされている（1条）。

同法にいう「いじめ」とは、他の生徒から行われる心理的物理的な影響を与える行為（インターネットを通じ行われるものを含む）で、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう、と定義されている（2条）。また、「いじめ防止対策の理念」とは、①いじめが全ての生徒の学校生活に影響を及ぼすものであることから、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行うべきこと、②全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われるべきこと、③いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われるべきこと、とされている（3条）。

一方、関係者に対する規律としては、生徒がいじめを行ってはならないこと（4条）、国が本法の基本理念に則ったいじめ防止対策を総合的に策定し実施する責務を負うこと（5条、11条）、地方公共団体が地域の実情に応じて国と協力していじめ防止対策を策定し実施する責務を負うこと（6条、12条）、学校の設置者がいじめ防止対策に必要な措置を講ずる責務を負うこと（7条、13条）、学校及び教職員が、保護者、地域住民、児童相談所等との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止対策に取り組み、適切かつ迅速にいじめに対処すること（第8条）、保護者が子にいじめを行わせず、いじめを受けた子を保護し、学校等のいじめ防止対策に協力するよう務めること（9条）、がそれぞれ規定されている<sup>2</sup>。このほか、前述した基本理念に則り、いじめ防止対策推進法は、学校に対して、いじめの防止、早期発見及び対処に関して、15条から32条までの多数の条文を以て、各種の措置を講ずることを求めている<sup>3</sup>。

以上から明らかなとおり、いじめ防止対策推進法は、「いじめ」の定義をやや広範に設定したうえで、いじめの被害者が学校で学習する権利を確保するために、いじめの加害者への措置を含めたいじめ防止対策を学校に対して行うよう命ずる、という構造を持っている。すなわち、同法の下では、いじめの被害者がいじめの加害者に対して、損害賠償その他の法的責任を既存の法制度に基づいて追及することに加えて<sup>4</sup>、学校が適切ないじめ防止対策を行わなかったことを理由として、いじめにより被害者に生じた損害の賠償等を典型とする法的責任を、学校に対して追及することが、同法自体を根拠として認められる可能性が生じたわけである。そして、同法がいじめの定義をやや広範に設定していることからすると、いじめの態様によっては、いじめの加害者に対して被害者が民法等の既存の法に基づく法的責任を追及できない場合であっても、いじめ防止対策推進法に基づいて学校に対するいじめ防止対策を求めることは可能である以上、かかる対策を行わなかったことによる損害の賠償等の法的責任を、学校に対して追及することが可能となってくるかもしれない。

このように、同法は、既存の法体系が認めているいじめの被害者の利益保護と法的責任の追及先を、「適切ないじめ防止対策を行わなかった責任」という形に変容させて、学校に対

2 さらに、関連する措置として、国及び地方公共団体が必要な財政上の措置を講ずるよう務めること（10条）、地方公共団体が、必要に応じていじめ問題対策連絡協議会を設置できること（14条）、もそれぞれ規定されている。

3 まず、学校は、生徒の情操と道徳心、対人交流能力の素地を養うため、道徳教育及び体験活動の充実を図り（15条1項）、地域住民や保護者に対して、いじめ防止対策の重要性に対する啓発等を行わなければならない（同条2項）。次に、学校は、いじめの早期発見のための定期的な調査等適切な措置を講じ（16条1項）、相談体制を確立し（同条3項）、関係機関との連携体制整備に努め（17条）、教職員に対する知識向上のための研修、必要教員の確保、専門家からの助言を得られる体制を整えなければならないほか（18条）、インターネットを通じたいじめの防止対策及び啓発活動について、整備検討しなければならない（19条）。また、学校は、いじめ防止対策を実効的に行うため、教職員及び心理・福祉等の専門家を含めたいじめ防止対策のための組織を置き（22条）、いじめの兆候を発見した者は、学校へその旨を通報し（23条1項）、学校は速やかに事実関係の有無を確認してその結果を設置者に報告し（同条2項）、専門家の助言を受けつつ必要な措置を講ずる必要があるほか（同条3項及び4項）、いじめの加害者と被害者との間で紛争の発生することのないよう情報等の共有に務め（同条5項）、犯罪及び重大な被害が生ずる恐れがある場合には、警察に通報し、適切に援助を求めなければならない（同条6項）。さらに、いじめの加害者に対して教育上必要がある場合には、学校長は学校教育法に基づき加害生徒に懲戒を加え（25条）、被害生徒との関係で必要があれば加害生徒に出席停止等の措置を講じ（26条）、加害生徒と被害生徒との在籍校が異なる場合には、学校相互間の連携体制を整備する必要がある（27条）。なお、いじめが「重大事態」、すなわち、①被害生徒の生命心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、②被害生徒が長期間欠席を余儀なくされているとき、を生じさせている場合には、学校は速やかに対策組織を設置して事態を調査し（28条）、設置管理者ないし監督機関に対して、調査結果を報告しなければならない（29条ないし32条）。

4 近時の著名な事案として、大津地判平成31年2月19日平成24年（ワ）121号（いわゆる「大津中2いじめ自殺事件」）。

して既存の法制度に基づく責任追及の可能性よりも拡大しているものと考えられる。

## (2) いじめ防止対策推進法の改正論議

冒頭で述べたとおり、いじめ防止対策推進法は、平成25年に制定された際、3年間をめどに改正のための検討が加えられるべきとされていた。このため、文部科学省は、「「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）」（平成29年3月16日、28文科初第1648号）<sup>5</sup>として、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止対策及び同法に規定された「重大事態」に係る手続等を具体的に示し、解釈の徹底を図ろうとした。また、平成30年に、総務省から、「いじめ防止対策の推進に関する調査〈結果に基づく勧告〉」（平成30年3月16日）<sup>6</sup>が発表され、①いじめの正確な認知に向けた取組を更に促すこと、②法のいじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底、③重大事態の発生報告など法等に基づく措置を确实・適切に講ずることについて周知徹底、及び、④いじめ相談事案を解決する上で効果的な措置の徹底、が関係官庁<sup>7</sup>に対して勧告された。

もっとも、文部科学省のガイドラインにせよ、総務省の勧告にせよ、基本的には現行のいじめ防止対策推進法に関する解釈の「周知徹底」を図り、現行法に基づく「効果的な措置」を行うことを所轄の行政官庁に求めたに過ぎず、現行法に対する「改正案の提示」を求めたものでは必ずしもなかったわけであるが、いじめ防止対策推進法に関する改正論議が急に活発となり、日弁連を初めとしていくつかの意見が出されるに至った<sup>8</sup>。このうち、本稿執筆時である令和元年現在、社会的に最も注目されているのは、超党派の国会議員で構成されているいじめ防止対策推進法の「勉強会（座長・馳浩元文部科学大臣）」の策定した改正素案及び改正試案であり<sup>9</sup>、平成30年秋に同勉強会が示した「素案」の中では、①「いじめ」の定義を限定的に解釈してはならないこと、②学校の教職員がいじめを放置したり助長したりしてはならないこと、③各学校に「いじめ対策主任」を置くこと、及び、④いじめ防止対策推進法の規定に反した教員への懲戒規定を設けること、といった項目が挙げられており、改正案の目玉とされていた。しかしながら、それから約半年を経過した令和元年5月に公表された改正試案においては、上記の項目はいずれも削除されるに至っており、いじめの被害者に対する救済手段や配慮が不十分であるとして、試案に対する批判的な見解が報道等で紹介されている<sup>10</sup>。

以上のとおり、いじめ防止対策推進法の改正に係る議論は、必ずしも学校や教員の法的責任を加重する方向にのみ進んでいるわけではないが、その理由は、端的に言えば、いじめ防止対策推進法での規制を強化するだけではいじめ防止の実効性がないとの考え方が、論者の

5 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm) (2019年10月21日 1時45分閲覧)

6 [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/107317\\_0316.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0316.html) (2019年10月21日 1時50分閲覧)

7 ①ないし③については文部科学省、④については法務省に対する勧告である。

8 日本弁護士連合会「いじめ防止対策推進法「3年後見直し」に関する意見書」[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion\\_180118\\_05.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion_180118_05.pdf) (2019年10月21日 1時55分閲覧)。

9 この改正素案及び改正試案については、本稿執筆時点で公表されているものが確認できなかったため、後記注7記載の新聞報道による要約を参考とした。

10 産経新聞2019年5月9日18時21分配信「いじめ対策法案が暗礁に 超党派議員の試案に被害者ら反発「大人の都合より子供の命を」」<https://www.sankei.com/life/news/190509/lif1905090032-n1.html> (2019年10月21日 2時00分閲覧)。

間で共有されているためと推測して差し支えない。特に、法的責任の強化と教員に対する制裁を制度化することについては、いじめの対処に当たる教員を萎縮させるおそれがあるという見解が有力に主張されているようである。

実際、かかる法的責任の強化と教員に対する制裁を制度化することは、発生したいじめ事案を学校が極力表面化させないように策動させる動機となりかねず、結果としていじめ防止対策を表面的なものに留めることとなる可能性が高いように思われる。また、素案における他の改正案についても、例えばいじめの定義の解釈については、法的責任の成否に関する解釈との連動をするのでなければかかる解釈がどのような意味を持つこととなるのかかなり不安定であるし、予算措置や人員の新規配置を伴わない「いじめ対策主任」を学校管理者の他に設置することの意味も明らかでない。さらに、教員に対するいじめ防止対策推進法違反を理由とする制裁については、「いじめが発覚した後の法的責任」の強化による制裁可能性を以て、「いじめ防止対策」の実効性が図れるか自体、論証としてかなり不安定な面があると言わざるを得ず、具体的な事案の検討を行う必要が高いものと言わなければならない<sup>11</sup>。

従って、以下では項を改め、いじめ防止対策に関する裁判例を検討することにより、学校あるいは教員の負うべき法的責任について、いじめ防止対策推進法との関係を含めて考えてみる。

## 2 従来はいじめ対応に係る学校及び教員の責任

いじめにより児童生徒が被害を受ける問題は、いじめ防止対策推進法が制定されるはるか前から学校における重要な課題となってきたところであるが、いじめの定義がやや曖昧であることが与り、学校による適切な対処が困難となるような状況も少なくない。以下では、学校がいじめの被害が訴えられた際に対処を誤りやすい典型的な状況が生じた裁判例を検討し、同様の状況がいじめ防止対策推進法の下で生じた場合における学校の法的責任について考えてみる。

### (1) 事実と異なるいじめ報告

札幌地判平成18年11月22日平成16年（ワ）2149号、及び、その控訴審である札幌高判平成19年11月9日平成18年（ネ）362号は、生徒が学校内で負傷したことに対し、保護者がいじめによる被害であると申し入れてきたことに対し、けんかであると認識していた学校の対応の適切性が争われた事案である<sup>12</sup>。

原告 X1は、被告地方自治体 Y の設置管理する A 中学校に在籍している生徒であり、原告 X2は、X1の保護者である。

X1は、A 中学校において、同級生であった B 及び C から暴行を受け、左眼窩底骨折の傷

11 そもそも学校は、いじめ防止対策推進法があってもなくても、児童生徒がいじめの被害を受け、あるいは受けおそれがあると認められるときは、いじめ防止対策を講じなければならない筈であり、また、いじめ防止対策を行わなかった学校あるいは教員の責任についても、民法あるいは国家賠償法の規定がいじめ防止対策推進法制定前から存在する以上、いじめ防止対策推進法自体が、学校あるいは教員の責任を特に規定する理論上あるいは実務上の必要が、果たしてあるか自体が問題となるわけである。

12 本件に関する評釈として、星野豊・月刊高校教育44巻4号78頁（2011年）がある。

害を負った（以下、「本件傷害事件」という）。X1及びX2は、本件傷害事件は、B及びCを含む同級生からの継続的ないじめの一環として発生したものであると主張して、A中学校に対し、事態の調査と誠実な対応を繰り返し求めた。X1の担任であったD教諭は、X1に関する小学校からの申し送り事項や、本件傷害事件が発生するまでのX1及び周囲の生徒の行動から、本件傷害事件はいじめを原因とするものではなく、偶発的な事故であるとの認識を持っていたが、A中学校は、X2の抗議や要請が度重なり、授業中であるD教諭を廊下に呼び出して大声で難詰するなどの行動が続いたことから、X1らに謝罪に赴いた際、「今後に向けて」と題する次の内容の文書（以下「本件文書」という）を、X1らに交付した。

「1 いじめの実態やけがに至った事実関係を明確にし、該当生徒への指導と保護者への協力要請をするとともに、謝罪と情報交換の機会を設け、再発防止に務めます。」

「2 再発防止の観点から学級や学年PTA、PTA運営委員会などを通して、今回の事故やいじめの実態について知らせ、併せて保護者のみなさんへ生徒たちが生活しやすい環境づくりのために協力をお願いしていきます。」

「3 これからX1君が元気に登校できるよう、思いやりのあるあたたかい学級・学年づくりのために学活や学年集会を通していじめについて考えさせ、のぞましい集団づくりに努めていきたいと思います。」

「4 担任中心にX1君との信頼関係回復のために連絡ノートや相談活動を継続的に進め併せてお母さんとの連絡を密にしていきたいと思います。」

「5 入院加療中の学習内容については、学級の生徒による授業ノートづくりを進め、X1君が後で活用できるようにしたり、X1君の実状に応じて担任や教科担任がサポートできるように努めます。」

「6 いじめの早期発見・指導のためにいじめアンケートの実施回数を増やし、迅速な集約や対応を係を中心に、学年全体で行っていきます。また、生徒への指導や支援をするための教育相談活動を日常的に進めていきます。」

「7 安心して生活できる環境づくりや生徒との信頼関係を充実させていくためにコミュニケーションづくりに努めていきます。」

「8 いじめの小さな兆候を見逃さないためにも保護者のみなさんとの日常の連携協力を心がけていきたいと思います。」

本件は、X1らが、本件文書をいじめがあったことの証拠の一部としつつ、Yが本件傷害事件の前提となるいじめの調査義務や防止義務を怠ったと主張して、X1の損害として約2200万円の国家賠償ないし損害賠償の支払を求めたほか、X2の慰謝料として550万円の支払を求めたものである。Yは、本件傷害事件はいじめを原因とするものでなく、けんかによる偶発的な事故であるとして、X1らの主張を正面から争った。

第1審は、本件傷害事件はいじめによるものとは認められず、Yが本件文書をX1らに交付したとしても、いじめがあったということにはならないと判示して、X1らの請求を全て棄却した<sup>13</sup>。これに対して、X1らは控訴し、仮に前記の国家賠償等が認められない場合でも、A中学校が、同事故はいじめにより発生したと考えて差し障りないとX1らに虚偽の説明を

13 なお、加害者であるB及びCとの関係では、BらがX1らに対して150万円ないし300万円を支払い、謝罪することの内容の和解が第1審で成立している。

したことが、報告義務違反として独立の違法行為であるとして、国家賠償ないし損害賠償100万円の支払を求める請求を、予備的に追加した。

控訴審は、次のとおり判示し、X1らの予備的請求を一部（5万円）認容した。

「D教諭は、本件傷害事件がいじめの結果ではなく偶発的な事故であると考えていたにもかかわらず、「X2の振り上げた拳を下ろしてもらおう」という学校関係者による事前の協議の結果に基づいて、上記訪問の際に、事故はいじめの延長線上の事故と言って差し障りがないとの趣旨の発言をしたことが認められる。そして、上記訪問の際、D教諭は、いじめの実態や本件傷害事件に至った事実関係を明確にし、再発防止に努める事の記載された書面まで手渡している。以上によれば、D教諭は、本件事故がいじめとは関係のない事故であるとの以前の発言を撤回し、本件傷害事件は従前からX1になされていた同級生によるいじめの一環であると認めたと解するほかなく、X1らもそのような趣旨としてD教諭の上記発言を受け止めたことと認めることができる。」「そして、上記報告は、X1に対する集団的継続的な暴行等のいじめは存在せず、本件傷害事件は偶発的な事故であったとの前記認定に明らかに反しており、また、当時における学校関係者の認識も前記認定のとおりであったのであるから、虚偽報告というほかなく、かかる発言は、X1らに対する報告義務違反として、不法行為を構成するといわざるを得ない。」

「Yは、本件傷害事件がいじめに基づくと考えて学校側に対する不信感を露わにしていたX2の感情を沈静化させるため、学校側とX1らとの信頼関係を維持するためになされた発言であるから、違法性はない旨主張する。しかしながら、かかる説明によって一時的に被害生徒や保護者の気持ちが収まったとしても、学校側説明からすれば、本来学校側が防止すべきいじめによりX1が重大なけがを負ったといわざるを得なくなる以上、当然そのことを前提とする責任問題がX1らとの間で発生することが予想され、実際本件傷害事件がいじめによるものかどうかを巡って本件訴訟が提起されていること、X1らにとっては、本件傷害事件が本来あってはならないいじめにより起こったと学校側が認識していることこそが重大であったといえることからすれば、学校側としては、当時の調査結果に基づく本件傷害事件に対する認識を正確にX1ら側に伝えた上で、その認識がX1ら側と異なるならば、学校側が上記認識に至った経緯を丁寧に説明してその理解を得よう努め、それでもX1ら側の理解が得られないようであれば、紛争解決機関に問題を委ねるという態度をとるべきだったのであり、上記事情が違法性を阻却する事由となり得ないことは明らかである。」

上記の事案からも明らかなおお、児童生徒相互間における「いじめ」と「けんか」との区別は、外形上判別しにくい場合が多いが、「いじめ」であれば被害者の利益を保護するために加害者に対する措置を取ることが原則となる一方、「けんか」であれば原則として両成敗となり、双方当事者が同様に指導の対象となるというように、取扱に明らかに差異が生ずるため、学校が判断や対応を「誤った」場合には、学校の責任が問題とされやすい状況が生ずることとなる。

いじめ防止対策推進法上は、児童生徒が相互に攻撃している状況については、双方向の「いじめ」が複数交錯していると理解すべきこととなり、各事件について、「被害者の保護と加害者の制裁」がそれぞれ行われることとなるが、各児童生徒にとっては、自己がいじめの被害者として扱われるのか加害者として扱われるのかが判明しないという事態が生じうる。一方、「けんか」と認知された場合には、両成敗的に双方共に指導の対象となり、両者の取扱の公平がむしろ重視されることとなるほか、そもそもいじめ防止対策推進法上の「いじめ」

に該当する状況ではなくなる筈であるが、同法上のいじめの定義が広範である以上、既存の法制度の下で「けんか」とされていた事案が「いじめ」として認定され、学校が「いじめ防止対策」を行うべきとされる事案が増加する可能性が否定できない。

このように、いじめ防止対策推進法は、いじめの定義を広範なものとしているために、従来いじめに該当しなかった筈の事案が「いじめ事案」として含まれてくる可能性が生じてくる。そして、現在行われているいじめ防止対策推進法改正論議の中では、従来のいじめの定義をさらに拡大して解釈することが主張されているところ、かかる論議に従って学校あるいは教員の法的責任の範囲を広げることは、本来いじめの範疇に属するとは考えられない筈の事案が「いじめ」事案として対処されるべきこととなりかねない。このことは、外形上は「いじめの被害者」として救済される者が生ずる可能性が期待できるように見えるが、実際には、双方の子どもに対する指導が必要な「けんか」であって、被害者が加害者から精神的な圧迫を受けている「いじめ」ではない事案に対して、「いじめ防止対策」を法に則って行うことから生ずる関係者相互間の法律関係や教育関係の混乱を招くおそれが極めて高い。

以上を要するに、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」の定義は、同法が究極の目的としていると考えられる「いじめ防止」の観点に照らして、「いじめ」の定義を混乱させるという、本末転倒の事態が生ずるおそれすらあるものと言わざるを得ないわけである。

## (2) いじめ調査の手法と限界

佐賀地判平成25年12月13日平成22年(ワ)425号は、公立中学校において、いじめの加害行為を疑われた生徒が教員から長時間にわたって違法な事情聴取を受けたことにより、解離性人格障害等に罹患したとされ、学校を設置管理する地方自治体に、国家賠償が命ぜられた事案である<sup>14</sup>。

原告Xは、平成19年当時14歳であり、被告地方自治体Y市の設置管理するA中学校の3年生に在籍する女子生徒であった。Xは、教員にしてもきちんと挨拶をする真面目な生徒であり、日常的に問題行動を起こす生徒ではなかった。

平成19年5月末頃、A中学校において、Xと同じクラスに在籍していた女子生徒であるBの上靴の底が一部分切り取られ、画鋸が入れられた上、接着剤で下駄箱に固定される、という事件が発生した。A中学校の教員らは、本件事件の発生の翌日から翌々日にかけて、各日約2時間から3時間程度、主にBから聴取した事実や加害者が誰である可能性があるか等に関する推測を踏まえて、Xを含む数名の生徒に対して事情聴取を行った。この事情聴取の具体的態様に関しては、両当事者間で主張に大きく隔たりが存在するが、裁判所による認定は、概ね以下のとおりである。

本件事件の翌日昼頃より、A中学校の男性教諭であるCは、Xを含む3名の女子生徒に事情聴取をしたが、Xを除く2名のうち1名が、事情聴取開始後比較的短時間で本件事件に関与したことを認め、同人は、Xも本件事件に関与している、との供述を行った。これに対しXは、前記供述の存在を知らされた後においても、本件事件に対する関与を全く認めなかった。このため、C教諭は、X及び事情聴取を受けた他の2名の生徒の面前で、「お前はこんな薄情か友達を持つととぞ。」「Bが不登校になったり自殺したり高校に行けなかった

<sup>14</sup> 本件それ自体に関する評釈は、ないようである。



ら責任とれるとか。」「警察を呼んで指紋を採ってもらおうか。」「お前が認めるまで続くぞ。」などと発言した。なお、この際、XはC教諭に対し、本件事件があったとされる時には別の生徒D及びEと一緒にあったとして、D及びEの名前を挙げ、同人らに確認すれば自分が本件事件に関与していないことが分かる筈である旨を伝えたが、CはD及びEに対してXの言い分が真実であるかを確認しようとしなかった。

Xは、事情聴取が開始されてから約40分後、初めて本件事件について知っていることがあると述べ、これに対してC教諭は、「何で早く言わんやったとか。」などと大声で語気を強めて発言した後、約1時間半にわたって職員室で紙と鉛筆を持たせて本件に関する供述をすよう命じ、Xが本件事件に関する供述書を提出したため、午後3時頃Xを帰宅させた。

Xの母は、同日午後7時頃、Xが怯えた様子で自分の許から離れないため事情を聞いたところ、Xが本件事情聴取のことを話したため、同日午後9時頃、A中学校の女性教諭であるFからの電話を受け、近日中に学校に来るよう伝えられた際、担任でもない男性教諭にXの事情聴取をさせるべきではないこと、及び、事情聴取において、警察を呼んで指紋を取ってもらおうかと発言したり、怒鳴ったり脅したりしないでほしいことを伝えた。

Xは、その翌日朝、玄関先に座って、今日も事情聴取されるから登校したくないと言ったが、Xの母は、昨晚F教諭に要望を伝えたから大丈夫だ等と励ましてXをA中学校に送り出した。また、C教諭は、F教諭から、Xの母からの要望を伝えられ、その内容を知っていた。

C教諭及びF教諭は、同日、X及び他の2名の生徒を呼び出し、事情聴取を再開した。Xを除く他の2名のうち、前記のとおり1名は前日のうちに本件事件への関与を認めており、残る1名も同日に本件事件への関与を認めるに到ったため、この2名の供述内容は大筋において一致していたが、Xだけは前日に続いて本件事件への関与を否定したため、供述内容に大きな開きがあった。F教諭は、事情聴取開始後40分程で席を外したが、C教諭は、Xらの供述内容に一致しない点があると言って単独で事情聴取を継続し、Xに対して、「[画鋏を誰が入れたかについて、他の2名の生徒はX]って書いて、Xは知らんって書いとる。やっけん、お前が一番怪しか。」「お前が画鋏入れたっちなかとか。」「お前が認めんとまだ続くぞ。」「しらばっくれるな。」「そぎゃん自分がかわいかとか。お前は酷か奴だな。」などと発言した上で、Xら3名で話し合うように促したため、XはC教諭のみならず、他の2名の生徒からも本件事件に関与したことを認めるように詰め寄られることとなった。結局、Xは、事情聴取が開始されてから約2時間半が経過した後、本件事件に関与したことを認め、同日の事情聴取は終了した。

Xは、本件事情聴取が終了してから約1週間が経過した6月半ば頃より、A中学校のことを考えたり登校したりすると、吐き気がする、頭痛がする、胸が苦しくなる、足が震える、咳が止まらなくなる、などの症状が出始め、同月下旬頃、教諭から殺される夢や自分が教諭を刺す夢を繰り返し見るといった再体験の症状、A中学校の近くを通ると足が震えて胸が苦しくなって動悸がするためA中学校を避けて通るなどの回避症状、教諭から怒鳴られる夢を繰り返し見て目を覚ますといった過覚醒症状がみられるようになった。さらに、7月頃からは、過呼吸発作やA中学校ないしA中学校教諭に関する自分の行動についての健忘症状が現れるようになり、9月頃には、頭痛や記憶の欠損、10月頃に到っては人格交代（Xの母を「お手伝いさん」と呼んだり、自分のことを「俺」と言ったり、下着だけで家の中を歩き

回ったりする)等の症状が現れるようになり、解離性多重人格障害に罹患していると診断された<sup>15</sup>。

本件は、以上の状況の下で、XがY市に対し、後遺症による逸失利益約4300万円、慰謝料約1400万円、弁護士費用約500万円、計約6200万円の国家賠償を求めたものである。

裁判所は、次のように判示し、Y市に対して約1750万円の支払を命じた。

「教諭は、教育上必要があると認めるときは、問題行動をしたことがうかがわれる生徒から任意で事情聴取をすることかできるが、このような事情聴取は、生徒の身体又は精神に対して負担となり得るものであり、教諭は当該生徒の心身の健康が損なわれることのないように配慮すべき義務を負っているのであるから、事案の性質、生徒が問題行動をしたことがうかがわれる程度、生徒の心身の状態等諸般の事情を堪案して、教諭が生徒に対して行う事情聴取として社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において許容されるものと解すべきである。」

「本件事件は、……Bに怪我を負わせる危険性のある行為であるというだけでなく、刑法上の〔罪〕にも当たり得る悪質な行為であり、継続的ないじめが行われていた可能性等もうかがわせるものであるから、本件事件に係る問題行動をしたことがうかがわれる生徒から事情を聴取する教育上の必要性は高かったといえる。」しかし、Xが「本件事件に対する関与を否定していたこと、Xが真面目な生徒であり、少なくとも日常的に問題行動を繰り返しているような生徒ではなかったこと等に照らすと、Xに対して事情聴取をする際には、Xの心身の健康状態に配慮しつつ、Xの言い分にも真摯に耳を傾けるなど、事情聴取の方法、態様及び限度に細心の注意を払う必要があったといえる。」

ところが、C教諭は、前記のとおり、Xの恐怖心をあおって本件事件に関与したことを認めさせようとしたほか、Xが挙げた別の複数の生徒に対して事情聴取を試みようとしなかった。さらに、翌日の事情聴取に到っては、Xの母からの要望を伝え聞いていたにもかかわらず、F教諭が席を外した後も単独で事情聴取を継続しており、その内容が前記のようなものであったことからすると、「C教諭のXに対する事情聴取は、Xに対する事情聴取は、Xの言い分に真摯に耳を傾けることなく、一貫して、Xが本件事件に関与したことを前提として、Xの恐怖心をあおるなどしながら行われたものであって、相当な態様において行われたものとはいえない。」また、Xと共に事情聴取を受けた他の2名の生徒との間で供述内容を一致させようとしたことも、Xらの友人関係に悪影響を及ぼしたり、Xにとって大きな精神的負担となったりする危険性の高い方法であるほか、本件事情聴取が長時間にわたって行われたことも、Xにとって身体的及び精神的に大きな負担となり得るものであったといえる。「以上の事情を総合堪案すると、本件事情聴取は、その必要性は首肯できるとしても、その方法ないし態様及び限度において、教諭が生徒に対して行う事情聴取として社会通念上相当と認められる範囲を明らかに逸脱しているから、国家賠償法上違法と言わざるを得ない。」

「本件事情聴取は心身がまだまだ十分発達していない中学3年生の女子にとって極めてストレスの強い出来事に当たるといえること、Xが本件事情聴取を受けてから解離性障害に罹患していると判断されるまでの間学校から逃げる夢やC教諭に殺される夢を見続けていたこと、Xの別人格の1人が本件事情聴取を契機として別人格が現れた旨を述べたこと等に照らすと、本件事情聴取とXが解離性障害に罹患したこととの間には相当因果関係があると認めるのが相当である。」なお、Xと家族との間で葛藤があった可能性があることや、

15 その後、本件事情聴取から約3年を経過した平成22年に本件訴訟が提起された後も、Xの解離性人格障害の症状は継続しており、家族に関する葛藤を医師に対して述べたりすることもあった。翌平成23年末頃、Xは自動車の運転免許を取って仕事に就きたいと医師に対して述べたが、医師は、Xの解離性障害の症状が不安定であり、軽い労務以外に服することのできない状態が続いているとの意見書を裁判所に提出している。

幼少期にいじめを受けていた可能性があることは、上記因果関係の判断を左右しない。以上のことから、逸失利益を約850万円、慰謝料を約1150万円と認め、ここから、解離性障害の発症や継続に関してX自身に起因する部分として2割を減額し、減額後の額の1割を弁護士費用として認め、合計約1750万円を認容する。

上記の事案から明らかなおとおり、取調や裁判の専門家でない学校や教員が、いじめに関する調査を学校内部で行うに際しては、極めて慎重な対応が必要である。実際、いじめに対する調査に限らず、学校や教員が行う調査は、建前上も実態上も「学校教育」のために行われるものであるところ、かかる調査は、法的責任の解明のための事実の確認ないし認定とは大きく目的や性格が異なり、事情聴取の対象となる子どもを含めた、関係する子どもに対する「指導教育」としての意味を持つものであり、関係者間でどのような事実があったか等の確認も、関係者の法的責任の有無を判断するための材料ではなく、関係する子どもの今後の成長のために、どのような教育的対処が必要であるかを考慮するための資料として行われるものである。以上の観点からすれば、いじめ防止対策推進法が学校に対して求めているいじめの事実を確認するための調査についても、いじめ加害者の法的責任を追及するためではなく、被害者と加害者の双方を含めた子どもの成長のための指導として行われる必要がある筈である。

しかしながら、いじめ防止対策推進法が学校ないし教員に対して求めているいじめ防止対策が厳格になればなるほど、学校ないし教員が対処しなければならない「いじめ事案」は当然増加することが予測される。そうすると、教員が事態を誤認したことに基づく、調査による「冤罪被害事案」も、半ば必然的に増加するおそれがあるほか<sup>16</sup>、いじめ防止対策推進法上、子どもが「被害者」と「加害者」とに法律上の用語として区分される関係で、学校や教員がともすると関係する子どもの「指導教育」ではなく、「加害者の法的責任」を追及することを事実上の目的として調査を行うこととなるおそれも、無視できないものと言わなければならない。

このように、いじめ防止対策推進法が学校あるいは教員に対して求めているいじめ防止対策について、現行法の規定を改正してさらに学校や教員に対してより厳格ないじめ防止対策を求めるものとしてしまうと、学校ないし教員としては、いじめに関する調査の目的が、子どもの成長のための教育であるという点を見失って、警察や裁判所が本来行うべき「真実の発見」を求められているものと錯覚してしまうことにより、強引に事実関係を確定して関係者の法的責任を追及しようとするあまり、結果として対処に失敗することによって法的責任を問われうるといふ、極めて問題のある状況が生じかねないわけである。

16 このとき、かかる誤認自体が誤認された者に対する不法行為となることは極めて明らかなことであり、かかる誤認が生じた原因が、いじめ防止対策推進法上の措置であるということだけで、誤認をした学校ないし教員が不法行為責任を免責されることは、原則としてないと考えざるを得ない。そうすると、従来の裁判例で必ずしも認められているわけではない、教員の指導によって生徒が自殺等するに至ったと主張される、いわゆる「指導死」の事案についても、関連する事実の一部に「いじめ」に該当する部分があれば、いじめ防止対策推進法の実質的な適用対象となり、いじめ防止対策を行う際に学校が指導した内容の不備について、学校の法的責任を追及することが、法律上も事実上も可能となる、という状況が生ずることもあり得ないではない。しかしながら、かかる状況をもいじめ防止対策推進法が包含し、かつ、学校の法的責任として追及されることが妥当であると解釈されるべきかについては、極めて慎重な検討が必要であるように思われる。学校の指導と教員の責任との関係については、星野豊「学校の指導と教員の責任（1）～（3・完）」筑波法政57号31頁、同59号23頁、同60号21頁（2014年）参照。

### (3) 重大事件発生の予測範囲

神戸地判平成28年3月30日平成25年(ワ)2446号は、同級生からいじめを受けた高校2年生の生徒が自殺したことについて、いじめの加害者である同級生と学校関係者の責任の有無及びその範囲が争われた事案である<sup>17</sup>。

亡Aは、本件B高校の2年に在籍する男子生徒であったが、平成24年9月の新学期開始直前に、自宅で自殺した。裁判所の認定によると、Aは、B高校の同級生であるY1ないしY3から、概ね次のような行為を受けていた。

- ① Y1らは、平成24年4月下旬頃から、Aを「ムシ」と呼んでいた。
- ② Y3は、同年5月半ば頃、教室内にあった蛾の死体を教室内のAの椅子の上に置き、その上に座ったAのズボンに蛾がついた。
- ③ Y1及びY2は、同年度の1学期中、教室内で、Aに対し金平糖や消しゴムのかすを投げつけた。
- ④ Y2及びY1は、同年6月上旬頃、コーラス大会の練習に際して、「エクスが付く」などと言いながら、Aの周りの生徒を押して、Aにぶつからせようとした。
- ⑤ Y2は、同年6月中旬までの間、世界史の授業で自らが使用することになるAの席の机や椅子を、空席になっている机や椅子と入れ替える行為を複数回行った。

他方、Aは、同年4月、個人面談用のアンケートである個人懇談資料をほぼ白紙で提出し、担任であったY4から再提出を求められた。また、同年5月8日、Aは、学校へ行くのを嫌がったが、父親であるX1がこれを許さず、登校を強く求めたため、Aは自宅から出たものの学校へは行かず、そのまま無断欠席をし、同年7月7日にも再度無断欠席をした。さらに、同年7月末頃、Y4は、A及びAの母であるX2とで三者面談を行い、Aの一部科目の成績に相当程度課題があることが、Y4からA及びX2に告げられた。同年8月、Aは、自分のスマートフォンで、20回以上自殺の方法等を検索した。なお、Aは、前年である平成23年10月末頃に、自宅でリストカットをしたことがあった。

さらに、Aが自殺した後、B高校関係者とX1らとの間では、次のような事実があった。

- ⑥ 校長であったY5は、X1及びX2に対し、生徒による自殺が続くことを防止するため、Aの死を「不慮の事故」と表現したい旨を申し入れたが、X1らは「自殺」とすべきことを県教委に回答した。
- ⑦ X1らは、Aの葬儀に際して、葬儀会社の従業員を介してAの同級生からの手紙を受け取り、AがY1らから上記のようなことをされていたことを知ったため、B高校に対してこの手紙を渡してきた生徒の連絡先を知りたい旨申し入れたところ、Y5は「時間をください」と回答し、連絡先を即答しなかった。
- ⑧ B高校は、Aの自殺がいじめによるものである可能性がある旨の情報を入手し、調査等を行った結果、Y1らを無期の家庭謹慎としたが、かかる謹慎において通常書くことを求める反省文について、情報公開請求のおそれがあるとして、より一般的な内容の課題について作文するよう指導した。
- ⑨ X1らは、教室内のAが使用していた机の上に供花及び遺影を置いたが、Y5は、後日、

17 本件に関する評釈として、橋口賢一・判評713号2頁(2018年)、星野豊・月刊高校教育50巻2号84頁(2017年)がある。

X1らの了解を得ることなくこれらを撤去した。

- ⑩ B 高校の生徒指導部長であった Y6は、他の生徒からの今後の行事の実施の見通しについて尋ねられた際に、「遺族は全然理解してくれない、マスコミも同じことを何度も繰り返す、このままでは学校が潰れる、修学旅行も行けるかどうか分からない」等と発言したが、後日この発言は不適切だったとして X1らに謝罪した。
- ⑪ B 高校は、第三者委員会を設置して A の自殺に至る事態の経緯について報告をまとめた。一方、X1らは、B 高校が所在する市の子供の人権オンブズパーソンに対して A の人権擁護及び救済の申立をし、オンブズパーソンの調査報告書が作成されたが、オンブズパーソンは同報告書の中で、B 高校の許可が得られなかったため同級生に対する聞き取り調査等を行うことができず、オンブズパーソンの調査には自ずから限界がある旨を述べた。

本件は、以上の経緯の下で、X1らが Y1ないし Y6及び B 高校を管掌する Y7県に対し、Y1らがいじめを行い、学校がこれを認識できなかったことが不法行為あるいは安全配慮義務違反に当たる、A の自殺後の B 高校関係者の言動に X1らに対する配慮義務違反がある、と主張して、合計約4500万円の損害賠償ないしは国家賠償の支払いを求めたものである。Y1らは、A に対してした本件各行為の存在については、行為の頻度と程度を除いて概ね争わなかったが、A が自殺することに対する予見可能性はなかったとして、損害賠償ないし国家賠償請求の大部分について争った。

裁判所は、次のように判示し、X1らの請求を一部（約200万円）認容した。

「本件各行為のうち Y1らの本件行為①②④及び⑤は上記「いじめ」に該当し、民法709条の不法行為を構成する。かかる Y1らの不法行為としての「いじめ」行為は、Y1らが、その意思を通じ合って、席替えのあった平成24年6月18日までは、ほぼ毎日複数回にわたって、亡 A を「ムシ」と呼ばわりすることにより敢行されたものであり、その中には単に「ムシ」呼ばわりするだけでなく、亡 A を見下し、その容姿をあざ笑うかのような発言のほか、同人が「虫」のような存在であることを本人はもとより他の生徒にも強く印象づける言動も含まれていたこと、そして、その Y1らの言動は1学期が終了するまでの約3か月間にわたって、機会ある毎に、とりわけ上記席替えまでは執拗に繰り返され、その間、亡 A は、かかる一連の「いじめ」行為に不快感（苦痛）を感じつつも、これに抵抗することはできず、多くの場合なす術もなく俯くばかりであったことが認められる。そうだとすると Y1らの上記「いじめ」行為（以下「本件いじめ行為」という。）は、極端な有形力の行使を伴うものではなかったにせよ、同人の人格を深く傷付け、大きな精神的苦痛を生じさせる共同不法行為に該当するものといえることができ、その違法性の程度は、この種の類型の「いじめ」としては大きいものというべきである。」

「Y5は、遅くとも A から本件行為⑧の一部につき申告を受け、Y2に事実確認を行った時点において、Y7県が負う上記安全配慮義務の履行補助者として、本件いじめ行為の存在を具体的に把握した上、これを防止し、亡 A の苦悩を取り除くための適切な措置を講ずるべき注意義務を負っていたものと解されるところ、Y5は、Y2の A に対する机及び椅子の入替え行為を重大な問題であるとして定例の学年会議に報告したにもかかわらず、その際、亡 A のことは報告をしなかったばかりか、Y2だけでなく、亡 A 自身や X1らに対しても然るべき調査を実施することなく、漫然と本件いじめ行為を発見するための措置を講じなかったものと認められ、そうだとすると、かかる Y5の対応は、上記安全配慮義務に違反し、かつ、国賠法上も「違法」評

価を免れないものというべきである。」

「Y1らにおいて亡Aの自殺を「予見し、又は予見することができた」か否かにつき検討するに、……本件においてY1らは、亡Aの自殺後に開催された学年集会の始まる前から、亡Aに生じた異変を察知して、Y1はY3に対し「ムシのことやったら、おまえのせいにするぞ」と言ったり、Y2はY1に対し「ヤバ、俺らのせいや」などと述べたりしていたことが認められる。しかし……本件いじめ行為の態様は、執拗で、亡Aの人格を大きく傷付ける悪質なものであったとはいえ、苛烈な暴行等を長期間にわたって反復継続し、肉体的・精神的に重大な苦痛を与え続けるといった性質のものではなく、むしろ……本件いじめ行為は、席替えの効果もあって平成24年6月18日より後は減少し下火になっていたこと、亡Aは、Y1らから「ムシ」と呼ばれた際これに言い返したこともあったこと、亡Aの成績が振るわないことや自宅等で虫を怖がるようになったこと、1年次にリストカットをしていたことなどはY1らにとって知る由もないことなどの事情を総合考慮すると本件いじめ行為が終了した時点（同年7月20日の終業式の時点）においてY1らが亡Aの上記自殺を具体的に予見することができたものとはいえない。」従って、Y1らはAの自殺に関連する損害を賠償する責を負わず、いじめにより人格の侮辱を受けたことに対する慰謝料のみを認容する。

他方、Y4及びY5については、「確かに本件いじめ行為は、それに関する何らかの僅かな徴表を捉えさえすれば、これを容易に認識することが可能であったものと認められる。しかし、……本件いじめ行為をしたY1らにおいてさえも亡Aの自殺までこれを予見し、又は予見することができたとは認められない事案であるところ、……亡Aは、Y1らからいじめを受けていなかった1年次においても無断欠席をしたり文化祭を休んだりしていたこと、……2年次1学期の終了後（平成24年7月31日）に行われた三者面談において亡Aは、学業が振るわないことや友人が出来ないことについて深く悩み苦しんでいることをうかがわせる発言等はないことに加え、Y5及びY4は、亡Aがリストカットをしたことがあったことや、自宅で虫を怖がっていたことなどを知る由もなかったこと等も考慮すれば、Y5及びY4において、同年9月2日の亡Aの自殺を具体的に予見することができたとはいえない。」

「Y6発言は、「遺族は全然理解してくれない」との言辞から始まるもので、これを聞いた生徒の一般的な理解からすれば、X1らの対応が原因で恒例となっている修学旅行や体育祭を実施することができず、B高校それ自体が潰れかねない状況が発生しているとも受け取れる内容のものであって、その真意はともかく、これを社会通念に照らし客観的にみる限り、遺族であるX1らの感情を逆なでする著しく不適切な発言であるといわざるを得ない。」

本件は、学校内でのいじめが存在すると認定した代表的な事案であるが、日常的に行われていたいじめ自体に基づく慰謝料請求の一部を認容したものの、いじめの加害者である同級生や、学校関係者にとって、いじめの被害者の自殺を予見することができなかったとして、自殺に起因する法的責任を否定している点に注意が必要である。また、本件については、Aの自殺以降、B高校関係者に対するマスコミによる報道が相当詳細に行われ、Y1らによるいじめの事実や、Y6による発言等も、報道により明らかにされた側面がある<sup>18</sup>。

このように、事件に対する報道は、事実関係の立証責任を負う側にとってはかなりの程度事実関係の解明に資することとなるが、かかる報道が過熱してしまうと、当事者等に対して

18 本件において、Y1らがいじめの事実関係をそれ程争わなかったことは、既に報道された事実が大半であったことが与えているものと考えられるし、逆に、Y1らが否定ないし争った事実関係については、必ずしもX1らの主張する事実が認定されていないことが窺われる。

行われるおそれのある誹謗中傷行為や、当事者以外の生徒に係る日常的な学習への支障等についても、合理的に対処する必要が生じてくる。また、いわゆる「第三者委員会」等の機関は、法律上の独立性や強制的な権限を有しているわけではなく、かつ、その人選を行った者との関係が大きく作用する可能性を否定できない以上、事実関係の解明についてあまり期待をすることができないのが現状である。

さらに、本件では、いじめの事実とAの自殺との間に事実的因果関係があったと認定しつつ、そのようなAの兆候の一部が家庭内において生じていたことを実質的な理由として、Y1らの責任をいずれも否定している点も特徴的である。しかしながら、民事上の賠償責任は、刑事責任と異なり、原因となった行為の悪質性の軽重と発生した結果の大小とを均衡させる必要がない以上、本件の判断に対しては、いじめ加害者らに対する刑事事件との均衡をも考えると、批判的な見解が生じうるものと思われる<sup>19</sup>。

他方、本件のような明確ないじめの存在が認定された場合とは別に、日常指導の範囲内では、重大事件を発生させる兆候が感じられなかった生徒について、後に学校の内外で発生した重大事件を学校が日常指導の延長として予測できたか否かについては、さらに問題が複雑となる。一般論として、重大事件が発生したのが学校内であれば、生徒によるかかる事態への移行のおそれを学校が日常指導の範囲内で防止できたか否か、という観点から学校の責任の成否及び範囲を判断することが一応可能となる余地はあるものの<sup>20</sup>、学校内でごく一部生ずることのあった生徒間の紛争行動が、学校の日常指導によって抑制されていた分、学校外で重大事件として発生したような事案<sup>21</sup>については、学校の生徒に対する監督が学校外のどの範囲まで及ぶと考えるべきか、かなり微妙な判断を要するものと思われる。

実際、重大事件の発生を防止するために最も効果的と思われる対処は、要するに重大事件を発生させるおそれのある関係者同士を極力接触させないこと、端的に言えば、かかるおそれのある生徒の出席を停止させて自宅に謹慎させておくことであるが、かかる対処は、学校内で重大事件が発生するおそれについてはほぼ完全に防止できることが期待されるものの、学校外で当該生徒同士が取って接触して重大事件を生じさせるおそれがある意味で増加させることにつながりかねないから、重大事件の発生を防止するための対処としては、実効的

19 言葉のみによる些細ないじめであっても、それが自殺等を典型とする重大な結果に結びつきかねないことは、一般論としては常に認識しておく必要があるとの見解は、過去の多くの自殺事案から容易に想定が可能であると思われるし、Aの家庭内で生じたことが起因している部分について、いじめ加害者である生徒や学校はAの自殺に到る結果を予見できなかった、とする本判決の判断には、異論が生ずる可能性がかなり高いものと思われる。仮に、行為と結果との均衡を図るべきとすると、本件については、X1らが刑事告訴したことによって、Y1ないしY3は侮辱罪として保護観察処分が付されており（神戸家裁平成25年（少）888号ないし890号）、この刑事処分と民事上の責任の成否との均衡が適切に図られているかが、逆に問題となってくる。なお、本判決は、全ての当事者が上訴をしなかったため確定している。

20 学校内で殺人事件が発生した事案として、長野地飯田支判平成10年4月14日平成4年（ワ）19号、その控訴審である東京高判平成11年9月28日平成10年（ネ）1872号、その上告審である最2小決平成13年6月8日平成11年（オ）1830号・同年（受）1525号。但し、この事件は、素行に問題がある可能性があった生徒が、他の生徒との対立から相手を刺殺した事件であり、いわゆる「いじめ」に該当するものかは直観的に議論が生じうるものであるが、この事件を承けて県が発表した提言の中には、「いじめ」の撲滅が強調されており、教育政策的に「いじめ」問題が現実には発生する事件を超えて政治的な意味を持つことがある場合の典型例と考えることも可能であるように思われる。

21 典型的な事案のうち、いじめを認定して損害賠償請求を認容したものとして、さいたま地川越支判平成28年12月22日平成24年（ワ）1071号（控訴審である東京高裁平成29年（ネ）486号で和解成立（平成29年7月10日））。逆に、生徒が自殺した事案につき遺族からの請求を棄却したものとして、横浜地横須賀支判平成28年11月7日平成27年（ワ）80号、その控訴審である東京高判平成29年5月11日平成28年（ネ）5551号、その上告審である最1小決平成29年11月16日平成29年（オ）1232号・同年（受）1533号。

あるとは言い難いものと言わざるを得ない<sup>22</sup>。

以上の点について、いじめ防止対策推進法は、いじめの加害者に対する対処として、被害者の出席の安全確保のための手段として出席をさせない措置を認めており(26条)、これは、学校種を問わず適用することが可能な条文となっていることから、退学ないし停学という対処を行うことが制度上予定されていない公立の小中学校においても、かかる対処に事実上代わるものとして、採用することが不可能ではない。しかしながら、既に明確ないじめの発生が認められ、かかるいじめの存在が重大事件の発生に直結することが強く推測される状況が確認できる場合であればともかく、過去に生徒相互間の紛争ないしその兆候が存在し、重大事件が発生する理論上の懸念があるというだけで、上記のようないじめ防止対策推進法上規定された対処が可能と留保なく断言できるかは、定かでないものと考えざるを得ず、しかも、子どもが学校と各家庭とに分離して学習している状況が生じた後に、各々の子どもに対して学校教育を適切に施すためには、学校や教員に相当の負担ないし労力がかかることが明らかである。

このように、いじめ防止対策推進法が、学校に対して重大事件の発生防止のための対処の可能性について明文を以て規定しているとしても、その前提としての重大事件の発生それ自体を学校が日常指導の中で覚知することは、保護者からの事前の相談や通報等の情報提供がない限り、一般論としてやや困難と言わざるを得ないように思われる。しかも、同法の規定に従っていじめにかかる重大事態の発生を防止するために、子ども同士を学校と各家庭とに分離する措置をとったうえで、各々の子どもに対してそれぞれ適切な学校教育を施すことは、学校や教員に対して極めて重い負担を課すこととなる。以上の点において、同法は、学校に対して、理想論としてはともかく、かなり実現が難しい「いじめ防止対策」を要求しているものと評価せざるを得ないわけである。

### 3 いじめ防止対策推進法と学校及び教員の責任

#### (1) いじめ防止に関する学校の責任の本質

前項の検討から明らかになったとおり、学校が適切ないじめ防止対策を行うためには、いくつか解決しなければならない問題がある。そして、以下に述べるとおり、かかる問題点の一部については、文部科学省のガイドラインや総務省の勧告に従って、いじめ防止対策推進法の趣旨と解釈とを「周知徹底」させることにより解決することが可能であるが、その他に、いじめ防止対策推進法に規定が置かれていなかったり、仮に規定があってもその趣旨が必ずしも明確でなかったりするために、学校や教員が適切な解釈や対応を行うことが難しくなっている場合や、そもそもいじめ防止対策推進法の規定それ自体が、実効性のあるいじめ防止対策を行うことの障害となっている場合すら存在していると言わなければならない。

例えば、いじめ防止対策推進法は、「いじめ」の定義として、要するに「いじめられた当事者」が「心身の苦痛」を感じることと規定しているが、かかる「いじめ」の加害者に関す

22 そもそも、全ての生徒を学校に出席させることを法律も社会も求めていると考えられる現状の下で、かかる方法により重大事件の発生を防止しようとしても、採用することに対して支持が得られる可能性は極めて小さいものと予測される。



る責任については何も規定していない以上、刑事にせよ民事にせよ法的責任の成否については、既存の法体系の中の法的責任に係る要件に委ねていることが明らかである。要するに、いじめ防止対策推進法は、「いじめ」の定義を極力広くすることによって、「いじめ」を受けたと感じた者が「いじめ」の被害を訴えてきた場合、学校がとりあえず当該「いじめ」の事実の有無と当該「いじめ」に係る当事者への「教育的配慮」を行うことを規定しているのみであり、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」の定義に該当することが、「いじめ」の当事者相互間あるいはかかる当事者と学校との間で、何らかの法的責任を発生させるものではないわけである。これは、同法にいう「重大事態」の解釈についても同様であって、子どもが死亡する等の事態が発生し、かかる事態の発生に関していじめの存在が疑われた場合には、学校はかかる「いじめ」の事実の有無及び重大事態との関連性について調査を行う必要があることは同法の趣旨から明らかであるが、同法にいう「重大事態」に該当することを以て、かかる「重大事態」の当事者相互間あるいはかかる当事者と学校との間で、何らかの法的責任が常に成立するわけでは全くない。

しかしながら、いじめ防止対策推進法は、「いじめ」あるいは「重大事態」という、それ自体に加害性や当事者の法的責任を含意させるような文言を不用意に用いているために、「いじめ」をした者を「加害者」、いじめを訴えた者が「被害者」という、法的責任の成否が直ちに判断できるわけではない筈の関係について、予め「加害者」が「被害者」に対して法的責任を常に負うべきであるかのような、「解釈の誤り」を誘発させる結果となっていることは否めない。実際、学校が「重大事態」に該当することを避けようとするあまり、重大事態に法律上該当する状況が生じた場合であっても、十分な調査を行うことなく「重大事態に該当しない」との結論を急ごうとする傾向がないではなく、結果としていじめ防止対策推進法上の手続が法の規定どおりに進行しない場合が続発するという、法律としては決して適切な運用が行われていない状況を生じさせてしまっているというほかない。また、これと真逆の傾向として、いじめ防止対策推進法上のいじめに該当する事実が生じた場合に、冷静な調査を行うことなく、一方当事者を「加害者」と決めつけて「責任を追及」という事態も少なからず生じており、かかる行き過ぎた対応が別の被害を発生させるという、これも法の趣旨に明らかに反する状況が生じていることは、前項で検討してきた事案のとおりである。

以上のとおり、いじめ防止対策推進法は、その条文の文言自体において、解釈の誤りや法の趣旨を没却させかねない対応を事実上誘発しているものと評価せざるを得ず、この点については、現在行われている改正案の中でも、改めて検討の対象となるべきであるように思われる。

次に、いじめ防止対策推進法の趣旨に従っていじめ防止対策あるいは訴えられたいじめの事実に係る調査を学校が行おうとした場合についても、学校が適切にいじめ防止対策を行い、あるいは正確な事実の認定に到るためには、多数の障害があることが明らかである。すなわち、いじめ防止対策を行う学校は、言うまでもなく教育機関であって捜査機関や司法機関ではない以上、捜査機関や司法機関が現行法体系の下で付与されている権限や強制力を一切持っていないため、いじめ防止対策の前提となるべき事実の有無を確認すること自体が、困難を極めることとなる。

実際、強制捜査を行う権限のある機関が行う取調においてすら、関係者の任意の供述のみ

から真実を発見することは至難の業であり、相手方の身体を拘束することも相手方の私的領域に立ち入って証拠を収集することも認められていない学校が、いじめ防止対策としての「事実の発見」をできると考えること自体、大きな誤りであると考えざるを得ない。また、学校は子どもに関して多数の情報を取得しているが、これはあくまで当該子どもの能力的・人格的な成長を、学校教育を通じて行うことを目的として取得されているものであり、「事実の発見」のためにかかる情報の全部又は一部を流用することが現行法上果たして認められるべきかについては、これまでほとんど議論がなされていない。

そうすると、学校が自らの能力的特性を発揮していじめ防止対策を実効的に行うためには、そもそもいじめ防止対策自体も「学校教育」の一部と考える必要があり、従って、かかる防止対策の中には、「法的責任の有無及び範囲」を確定するためには適切でないものであったとしても、それが当該子どもの成長のために必要あるいは有益な「教育上の効果」を生じさせることが期待できるのであれば、かかる防止対策は充分いじめ防止対策推進法の趣旨に適するものと評価されてしかるべきこととなる筈である。従って、「いじめの加害者」に該当すると判断された子どもに対して、学校が常に「法的責任の追及」としての「懲戒」を行うことは必ずしも適切であるとは言えず、むしろ、学校は、当該子どもの人格的な成長を促すために必要あるいは有益であると考えられる措置を行ったり、当該子どもの成長によって自律的に行動の抑制あるいは合理的な判断を行うことができるようになることを期待して、当分の間観察対象とするに留めたりすること等、学校教育としての趣旨に則った教育的対応を以て、いじめ防止対策推進法の趣旨を貫徹させるべきである。

さらに、いじめ防止対策が学校教育の一環として位置づけられることから考えていけば、学校がいじめ防止対策を適切に行うことができなかつた場合における学校や教員の負うべき責任の本質は、「子どもにいじめに基づく被害が生じていることに対する法的責任」ではなく、むしろ「いじめの当事者として関与することとなった全ての子どもに対する適切な学校教育を行うことに失敗したことに対する教育上の責任」と位置づけられるべきである。従って、いじめ防止対策の対象は、単なる「被害者の保護」ではなく、「加害者」「関係者」を含めた「全ての子どもの成長」なのであり、いじめ防止対策推進法上のいじめの定義が子ども相互間で行われるものに限定して規定されていることも、かかる解釈を補強するものと考えて差し支えないように思われる。

このように、いじめ防止対策推進法上、学校が行わなければならない「いじめ防止対策」は、あくまで「学校教育の一部」である以上、学校の教育上の裁量が広く認められるのでなければ、その実効性を図ることが困難となる可能性が高いものと言わざるを得ない。そうすると、「いじめの被害者」が、自己の利益を拡大しようとして「いじめの加害者」に対する処遇について自己の希望を学校に対して強制したり、学校教育の中核部分に対して自己の利益を図る観点から学校の裁量的判断に介入したりすることは、いずれもいじめ防止対策推進法の趣旨に反する行為として、許されないものと解釈すべきこととなる。

以上述べてきた観点は、いじめ防止対策推進法がいじめの定義を広く設定して学校による裁量的な対応を促していること、いじめ防止対策推進法がいじめによって生じうる法的責任については特に規定せず、既存の法体系の下で生じうる法的責任に関する解釈に委ねていること、また、法的責任の前提としての事実の認定等に関する強制力や権限を学校に認めてい

ないことを、より合理的に説明できるものと考えられる筈であり、文部科学省のガイドラインも、総務省の勧告も、以上の観点に従って、合理的に解釈がなされるべきである。

## （２）いじめ防止対策推進法の今後の方向性

本稿におけるいじめ防止対策推進法と学校及び教員の法的責任との関係に係る基本的な考え方はこれまで述べてきたとおりであるが、かかる観点に従って考えるならば、いじめ防止対策推進法の改正に関する議論についても、以下のような点に留意することが、必要かつ有益であると考えられる。

第１に、いじめの定義といじめ防止対策に関する学校の責任の有無及び範囲とについては、可能な限り両者を一致させることが望ましい。前項までで議論してきたことから明らかなおと、現行のいじめ防止対策推進法や、現在の改正論議のように、いじめの定義ばかりを広範にしたとしても、いじめ自体についての法的責任を裁判上問うことができない状況が生じてしまう。そうすると、かかる状況の下では、当該いじめに係る法的責任について、いじめの加害者が事実上野放しとなる一方で、いじめ防止対策を行わなければならない学校のみが、全ての責任を引き受けることを余儀なくされる結果となりかねない。

仮に、学校の法的責任を、現行のいじめ防止対策推進法が求める以上に広範なものとしようとするのであれば、かかる責任の範囲に相応しいいじめ防止対策に係る権限と裁量とを学校に法律上付与するのであれば、理論上も実務上も均衡が取れない筈であり、そうすると、現代の学校教育に関してここ数十年の間に推進されてきた、学校あるいは教員の教育上の権限や裁量を徐々に縮小させてきた傾向自体が政策判断として誤りであったことを、正面から認めることが必要である。

第２に、いじめ調査の手段と証拠について、主に法律実務上の観点から、教育現場の現状を加味した上で、適切な対応が検討されてしかるべきである。いじめ防止対策の前提として、いじめの事実関係を確定しなければならないことは当然であり、かつ、その際には、被害を訴えている者のみならず、加害者と疑われた者に対しても、法的紛争に係る対等な当事者として、同様の配慮と擁護がなされなければならない筈である。しかしながら、現行のいじめ防止対策推進法の規定及び同法の改正論議においては、同法の制定経緯や制定の背景事情について最大限の考慮をしたとしても、被害を訴える者の利益保護に偏り過ぎていると評価せざるを得ず、いじめの被害を訴える者といじめの加害者と疑われた者との間で、法的な平等に欠ける取扱いをしているおそれがあるものと考えざるを得ない<sup>23</sup>。

従って、仮に、いじめ防止を目的とした事実関係調査を学校の責任において行うべきであるのなら、法律に基づいて行われるべき調査として、証拠の保全や手続の応答に係る強制力を、当該手続に最小限度付与することが必要であると考えられる。但し、かかる手続の遂行

23 現状では、いじめ調査に限らず、学校において発生した事故ないし事件に関して学校の行う調査については、強制的な手続参加や証拠収集が一切認められていないため、いじめの加害者であることを疑われた者が手続に非協力であったり、いじめとされた事実を否認したりした場合には、それ以上の手続を進めることができず、事実上真偽不明との結論を出さざるを得ないこととなる。しかしながら同時に、いじめ防止対策推進法の制定理念に従うならば、いじめがあると主張する者の意向にできる限り沿った事実の認定を学校が行うことを求められる傾向が事実上強調される結果となっていることに加え、調査において提出されてくる証拠も事実上被害を訴えた者が有している範囲のものに限られざるを得ないことから、学校の行う調査は、「調査に基づく真実の解明」とはいささか離れた結果となりかねない危険を包含しているのが、実情であると思われる。

に際して同時に考慮すべき問題としては、当該調査に関与する者、特に学校関係者における法律及び手続に関する専門的知見や当該手続遂行のための能力的資質の確保に加え、特に学校の保持している情報を当該手続において開示ないし利用することに関する、個人情報保護やプライバシーについて学校が当該情報に係る本人に対して負うべき法律上の義務ないし配慮との調整を、どのように図るべきかを慎重に検討すべきことが挙げられる。

第3に、いじめ防止に関与する教員に対して、いじめ防止対策が充分でないことを理由として制裁を加えようとすることは、いじめ防止対策を実効的なものとする観点からは完全に逆効果であり、理論的にも破綻している。すなわち、いじめの被害が訴えられた時点においては、当該訴えにおいて主張されているいじめの事実は、理論上も実務上も真偽不明の状態にある筈であり、上記で示したような適切な調査を遂行することを通じて、事実関係が解明されることにより、初めて適切な防止対策の内容が明らかになるものである。しかしながら、現行のいじめ防止対策推進法は、訴えられたいじめの事実が果たしてあったか否か自体について不明であるため、いじめの被害を訴えてきた者が存在するというを唯一の根拠とし、訴えられたいじめの事実があったことを前提として、学校及び教員に「適切な」防止対策を求めるものとなってしまっており、理論的に破綻していると評価せざるを得ないわけである<sup>24</sup>。

そもそも、学校や教員の中で、生徒によるいじめに自ら加担し、あるいは生徒の行ったいじめを隠蔽した者がいた場合については、いじめ防止対策推進法の規定を待つまでもなく、既存の法制度に基づいて民事刑事行政各分野における法的責任を追及することが充分可能である筈であり、かかる責任追及の体系や手続に加えて、いじめ防止対策推進法独自の責任追及の可能性を新たに設けようとすることは、法律ごとの責任の有無ないし範囲の関係が必要以上に複雑になることにより、かえって混乱が生ずるおそれすらある<sup>25</sup>。

実際、いじめの防止、特にいじめの再発防止という観点からすれば、発生しいじめへの対処と共に、今後における児童生徒の人格的成長に専ら期待しなければならない部分も少なからずある以上、いじめ防止対策を学校教育と切り離して法的責任のみを追及しようとする制度を設計することには、明らかな限界があると言わなければならない。従って、発生しいじめ事件の解決として、学校の行ったいじめの防止対策に係る法的責任の追及を必要以上に強化することには、制度設計として問題があるというべきである。

但し、以上の議論にもかかわらず、現実には発生しいじめの中に、教育的対処よりも法的対処を行う方が合理的であるものが、含まれていることは否定できない。また、いじめ防止対策全般において、教育的対処と法的対処との合理的な均衡が保たれる必要があることも当

24 実際、自殺を典型とするいじめが背景として疑われる事件が発生した場合において、いじめが存在した可能性自体を適切に調査することが必要であることは明らかとしても、当該調査が定められた手続に従って行われた以上、後日の他の調査により当初の調査の結果が否定されたような場合に、当初の調査結果が「誤っていた」ことを以て調査に関与した学校ないし教員に対する責任追及が行われる可能性があることは、かかる調査に関与する学校ないし教員の判断や裁量の合理性に対して重大な制約を加えることとなりかねず、不必要に「被害者の利益保護」に偏った判断を誘発することによって、かえってかかる調査や判断に対する公正さへの信頼性を失わせる結果となりかねない。

25 教員は、事件対処に係る法的対応の専門家ではない以上、現行制度の下で学校や教員にいじめ防止対策の法的責任を過剰に追及することは、要するに専門家でない者に専門家としての責任を追及することに外ならず、不必要な業務と負担が不規則に課されることによって、学校教育それ自体を崩壊させる危険性すらあるように思われる。

然である。従って、学校教育であることのみに基づいて、学校や教員にいじめ対処に係る裁量が無制限に与え、法的責任を追及する可能性を一切排除することは、本稿で批判してきたいじめ防止対策推進法やその改正論議に内包される問題点とは別の問題点を含むものであり、いじめ事件の対処として適切でないことが明らかである。

以上のことからすると、今後において、いじめ防止対策をより実効的なものとするためには、現行法よりも学校や教員の権限や裁量を拡大させると共に、かかる権限や裁量との均衡上、学校や教員の負うべき法的責任をより嚴重なものとする、という制度設計を行うことが、改めて検討されるべきであり、その際には、いじめ対処に係る手続の中で、学校教育の専門家と法的対処の専門家とが、それぞれの専門的知見を背景とした合理的な協議ないし判断を行う体制を確立させることが有益であると考えられる。但し、同時に、一般的な法的手続と比較して、手続の公開性と関係当事者の利益保護とをどのようにして確保するかが、かなり困難な課題として、慎重な検討を必要とするものと思われる。

（了）

（筑波大学准教授）